

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のため基本方針

一般社団法人福島県建設業協会、及び建設業労働災害防止協会福島県支部では、採用活動、インターンシップその他本会（当支部。以下「本会等」という。）の事業活動に関わる求職者、学生、その他これに準ずる者（以下「求職者」という）に対するセクシュアルハラスメントを徹底して排除し、全ての求職者が尊厳を保持し、公平かつ安全な環境の下で選考等に参加できるよう、本方針を定めます。

1. セクシュアルハラスメントの定義

本方針において、求職者に対するセクシュアルハラスメントとは、採用活動やインターンシップ等の場面において、役員、職員（臨時職員等を含む。以下同じ）が、求職者に対して行う、意に反する性的な言動であり、これにより求職者に不利益を与え、または選考環境を害することとします。

具体的には次の行為が該当すると考えられます。なお、以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

- ①性的な冗談や質問
- ②不必要な身体的接触
- ③交際の強要
- ④性的な事実を問うこと
- ⑤交際や性的な事案の対価として採用等を匂わせる行為

2. 適用範囲

本方針は、本会等の採用活動、事業説明会、採用面接、インターンシップなどに参加する全ての求職者、及び本会等の役員・職員に適用します。

3. 禁止行為

本会等の役員及び職員は、求職者に対し、地位や優越的な関係を背景として、セクシュアルハラスメントに該当する行為を行ってはなりません。また、これを容認するような言動も一切禁止します。

4. 相談窓口

求職者からのセクシュアルハラスメントに関する相談、苦情に対応するため、以下のとおり

相談窓口を設置します。なお、相談窓口の担当者は、相談者のプライバシーの保持を徹底し、相談内容や事実関係の調査に際しては関係者の秘密を遵守します。

相談窓口担当者：事務局長 齋藤 淳（さいとう あつし）

連 絡 先：電 話 024-521-0244

メール atsushi@e-fukuken.or.jp

5. 事実確認と対応

相談窓口に相談が寄せられた場合、本会等は次のとおり対応します。

- ①速やかに事実関係の確認調査を行います。
- ②セクシュアルハラスメントの事実が確認された場合、被害者に対する配慮措置を講じるとともに、行為者に対しては就業規則等に基づき厳正な処分を行います。また、適正な再発防止策を講じます。
- ③求職者が相談したこと、または求職者が事実確認に協力したことを理由として、求職者に対して不利益な取扱い（採用選考上の不利益など）を行うことを一切禁止します。

6. 周知・啓発

本会等は、本方針を役員及び職員に周知・啓発し、意識の啓発を図ることにより、求職者に対するセクシュアルハラスメントの防止に努めます。

令和8年10月1日

一般社団法人福島県建設業協会
建設業労働災害防止協会福島県支部